



第1章

策定に当たって

1 背景と趣旨

調布市は、誰もが文化芸術活動を育むことができるよう、平成27年11月の市制施行60周年記念式典で行った「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」に基づき、多様な主体との連携の下、「調布国際音楽祭」や「調布よさこい」、「調布市民文化祭」、「映画のまち調布シネマフェスティバル」をはじめとする様々な文化芸術の推進に向けた取組を展開しています。

近年では、ラグビーワールドカップ2019™日本大会と東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）の世界最大級のスポーツイベントが市内で開催される中、オリンピックが「スポーツと文化の祭典」であることを踏まえ、市でも様々な「文化プログラム」を実施しました。文化芸術活動を育む環境整備では、昭和49年に調布市郷土博物館（以下、「郷土博物館」という。）、昭和60年に

武者小路実篤記念館を開館し、郷土の文化の継承や啓発に取り組むとともに、昭和52年には調布市グリーンホール（以下、「グリーンホール」という。）を開館し、様々な舞台芸術の振興を図っています。また、平成7年に市民の文化芸術活動の拠点である調布市文化会館たづくり（以下、「文化会館たづくり」という。）を開館するとともに、平成20年には仙川に調布市せんがわ劇場（以下、「せんがわ劇場」という。）を開設し、演劇・音楽関連の事業を展開するなど、グリーンホール、文化会館たづくり、せんがわ劇場の文化施設3館を拠点に公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団が管理・運営を担いながら、文化芸術の推進と地域コミュニティの活性化を図っています。

こうした取組の下、市は、令和5年を計画の初年度とする調布市基本計画において、郷土や歴

史に愛着を持ち、地域の文化芸術を発展させていくまちを目指し、「映画のまち調布」や「水木マンガの生まれた街 調布」など、市の文化資源を生かした魅力ある観光の振興を位置付けました。

一方、国においては、平成29年に文化芸術基本法が改正され、文化芸術単体の振興ではなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他の関連分野と連携した文化芸術の総合的な推進が求められることになりました。あわせて平成30年には、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）が成立し、国及び自治体の責務として、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが定められました。文化芸術基本法の第2条では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」こと、つまりすべての人々が文化権を持つことが明記されています。文化権は、昭和41年に国連で採択され、昭和54年に我が国でも批准された国際人権規約にも定められている普遍的な考え方です。また、世界中すべての子どもたちが持つ人権（権利）を定めた条約である子どもの権利条

約（児童の権利に関する条約）では、子どもが権利を持つ主体であることが明確にされました。

東京都は、令和4年3月に「東京文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」を策定し、東京2020大会の文化プログラムとそこから生まれたレガシーを踏まえ、2040年代における東京のあるべき姿を描き、文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示す中で、教育や福祉、産業、観光など多様な分野への活用を目指すこととしています。

市は、こうした国や東京都の政策動向、文化権等の考え方を踏まえ、とりわけ次代を担う若年層へと地域の伝統文化を継承し、文化芸術を通して心の豊かさと創造性を育み、多様性を尊重する環境整備はもとより、これまでの文化芸術の取組を体系的に整理するとともに、関連分野との連携に向けた検討を図りながら、今後も、発展的に文化芸術の推進に取り組んでいくため、中長期的な基本的な方向を示す計画として、「調布市文化芸術推進ビジョン（以下、「計画」という。）」を策定します。

2 計画期間

本計画は、文化芸術に関する施策について、中長期的な視点で取り組むため、調布市基本計画との整合を図り、計画期間を令和7年度から令和12年度までの6年とします。



3 計画の位置付け

本計画は、文化芸術基本法及び障害者文化芸術推進法に定められた文化芸術に関する施策の推進及び障害者の文化芸術活動に関する施策を推進することを目的として策定するものです。

策定に当たっては、国や東京都の関連政策はもとより、市の基本計画及び関連する個別計画との整合を図ります。

国の政策動向

文化芸術基本法

- 文化芸術単体の振興から、関連領域を含めての総合的な推進へ
- 生活文化、芸術祭も振興対象に
- 文化芸術推進基本計画(2期)を策定—4つの中長期目標を設定

その他

- 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律による劇場、音楽堂支援
- 学校の芸術教育が文部科学省から文化庁に移管
- 文化観光政策の強化(文化財保護法改正、博物館法改正、文化観光推進法の施行)

障害者文化芸術推進法

- 障害の有無に関わらない鑑賞・参加・創造機会確保
- 障害者の芸術作品への支援強化
- 障害者との文化芸術を通じた交流による住みよい地域社会づくり

東京都の動向

東京文化戦略2030

- 誰もが文化芸術に触れられる環境を整え、人々の幸せに寄与する
- 芸術文化の力で、人々に喜び、感動、新たな価値の発見をもたらす
- 国内外のアートシーンの中心として世界を魅了する創造性を生み出す
- アーティストや芸術団体等が継続的に活動できる仕組みを作る

調布市 文化芸術推進 ビジョン

Vision for
Promotion of
Culture and
the Arts

調布市の計画等

調布市基本計画

「ともに生き ともに創る
彩りのまち調布」

- 調布ならではの魅力でみんなをわくわくさせる、にぎわいのあるまち
- 郷土や歴史に愛着を持ち、地域の文化・芸術を発展させていくまち

豊かな芸術文化・スポーツ活動を
育むまちづくり宣言

市の関連する個別計画

調布市教育プラン
(令和5年2月)

調布市社会教育計画
(令和5年3月)

調布市地域防災計画
(令和6年12月)

調布市福祉の
まちづくり推進計画
(令和6年3月)

調布市
障害者総合計画
(令和6年3月)

調布市公共施設
マネジメント計画
(令和5年2月)

調布市公共施設
見直し方針
(平成31年3月)

調布市
産業振興ビジョン
(令和7年3月)

史跡下布田遺跡整備
基本計画
(令和3年3月)

史跡下布田遺跡
保存活用計画
(平成31年3月)

4 文化芸術の定義

「文化芸術」の定義は、文化芸術基本法の規定に基づき、下記のとおり位置付けます。

文化芸術基本法条文	分野	内容
8条	芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他
9条	メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
10条	伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他
11条	芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他
12条	生活文化	茶道、華道、書道その他
13条	文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
14条	地域文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

本計画とSDGsの関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で

す。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、本計画においてもSDGsの目標を踏まえながら計画の推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標1〔貧困〕

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標3〔保健〕

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4〔教育〕

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5〔ジェンダー〕

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標8〔経済成長と雇用〕

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標9〔インフラ、産業化、イノベーション〕

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10〔不平等〕

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11〔持続可能な都市〕

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標16〔持続可能な消費と生産〕

持続可能な消費生産形態を確保する



目標17〔実施手段〕

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化